平成２９年（フ）第１９号
高知県安芸郡東洋町大字河内５番地４
債務者　東前　光成
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　達泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第１８１７号
福岡市南区高木２丁目14番７号
債務者　玖須　直美
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　祐弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４７号
佐賀県唐津市妙見町7102番地
債務者　田中　秀次
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高﨑　繁行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１４７号
山形市双月町３丁目２番16号
債務者　石澤　敬子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６６号
山形市宮町５丁目１番26号
債務者　阿部　展成
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７２号
山形市双葉町２丁目１番75―303号　西口朝日マンション
債務者　志鎌勇二郎
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７７号
山形市若葉町７番30号　リーブス・ハイツ101号
債務者　菅江　秀男
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１号
静岡県掛川市葵町９番８号　パークハイム山本Ａ202号（旧住所大阪府羽曳野市野々上３丁目４番13号）
債務者　斉藤　勝也
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第３８７号
愛知県豊田市東広瀬町極楽７番地
債務者　尾形亜由美
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２６５号
和歌山県海草郡紀美野町神野市場559番地
債務者　前　亦
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２７９号
和歌山市畑屋敷新道丁９番地　セレブ畑屋敷708、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目21番17号　シャルマンフジ忠岡Ⅱ―401
債務者　口井いづみ
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２８２号
和歌山市湊1115番地101
債務者　坂本　久志（旧姓安藤・小浴）
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２８５号
和歌山市島17番地　上野団地５－２
債務者　玉置　周二
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第９８号
福岡県京都郡苅田町幸町14番地15（コーポ森１号）
債務者　梅田　純子
1　決定年月日時　平成29年11月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第１０３号
三重県伊勢市東豊浜町3405番地、住民票上の住所三重県伊勢市東豊浜町1381番地
債務者　中村紗也香
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
山口県周南市楠木２丁目15番５号、前住所山口県光市千坊台１丁目１番３号
債務者　塩村　悦子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第８２号
山口県光市上島田２丁目12番１―304号
債務者　西岡　美穂
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
山口地方裁判所周南支部